

亀山市公告第 8 6 号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、「別紙図面」は省略し、亀山市建設部都市計画室に備え置いて、公告の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 2 7 年 1 2 月 4 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 都市公園の名称 東御幸町第一公園
- 2 都市公園の位置 亀山市東御幸町 1 4 4 番 3 8
- 3 都市公園の区域 「別紙図面」に示す区域
- 4 供用開始の期日 平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日